

議案第 1 2 号

専決処分の承認について（平成 2 5 年度広島県後期高齢者医療広域
連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号））

平成 2 5 年度広島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算
について，地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 9 2 条において準用する
同法第 1 7 9 条第 1 項の規定に基づき，別紙のとおり専決処分をしたので，同条
第 3 項の規定によりこれを報告し，承認を求める。

平成 2 6 年 1 1 月 6 日提出

広島県後期高齢者医療広域連合長 藏田 義雄

（提案理由）

平成 2 5 年度給付準備基金の利子収入額の確定に伴い，給付準備基金利子積立
金の歳出予算に不足が生じることとなった平成 2 5 年度広島県後期高齢者医療広
域連合後期高齢者医療特別会計予算の補正について，地方自治法第 2 9 2 条にお
いて準用する同法第 1 7 9 条第 1 項の規定により専決処分をしたので，同条第 3
項の規定により，この案を提出する。

専決処分第2号

専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第179条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分する。

平成26年3月14日

広島県後期高齢者医療広域連合長 伊藤 吉和

平成25年度広島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）

地方自治法第218条第1項の規定により、次の補正予算を別冊のとおり定める。

- 1 平成25年度広島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）

平成25年度広島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別
会計補正予算（第3号）

平成25年度広島県後期高齢者医療広域連合の後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ91万2千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,913億6,397万1千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成26年3月14日

広島県後期高齢者医療広域連合長 伊藤 吉和

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
6 財産収入		2,114	912	3,026
	1 財産運用収入	2,114	912	3,026
歳入合計		391,363,059	912	391,363,971

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
6 基金積立金		2,988,443	912	2,989,355
	1 基金積立金	2,988,443	912	2,989,355
歳 出 合 計		391,363,059	912	391,363,971

平成25年度 広島県後期高齢者医療広域連合

後期高齢者医療特別会計 補正予算（第3号）説明書

1 総括
(歳入)

補正歳入歳出予算事項別明細

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
6 財産収入	2,114	912	3,026
歳入合計	391,363,059	912	391,363,971

(歳出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
6 基金積立金	2,988,443	912	2,989,355	0	0	0	912
歳出合計	391,363,059	912	391,363,971	0	0	0	912

2 歳 入

(6款) 財産収入

(1項) 財産運用収入

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 利子及び配当金	2,114	912	3,026	1 基金利子収入	912	給付準備基金の利子収入 912
計	2,114	912	3,026			

3 歳 出

(6款) 基金積立金

(1項) 基金積立金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明		
				特 定 財 源			一般財源	区 分		金 額	
				国県支出金	地方債	その他					
1 後期高齢者 医療給付準備 基金積立金	2,988,443	912	2,989,355	0	0	0	912	25 積立金	912	0101給付準備基金積立金 事業 ◎ 積立金 ・ 給付準備基金利子 積立金	912 912 912
計	2,988,443	912	2,989,355	0	0	0	912				